

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月4日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第7号

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大和市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成19年大和市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。